

令和元年第4回

瑞浪市議会定例会議案

令和元年8月28日

目 次

議第 4 7 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について……………	1
議第 4 8 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条 例の制定について……………	1 4
議第 4 9 号	瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	2 3
議第 5 0 号	瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 5 1 号	瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	2 7
議第 5 2 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 5 3 号	瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	3 0
議第 5 4 号	瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について…	3 1
議第 5 5 号	瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	3 2
議第 5 6 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議第 5 7 号	東濃農業共済事務組合規約の変更について……………	3 4
議第 5 8 号	東濃農業共済事務組合の解散について……………	3 5
議第 5 9 号	東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について……………	3 6
議第 6 0 号	訴えの提起について……………	3 7
議第 6 1 号	訴えの提起について……………	3 9
議第 6 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	4 1
議第 6 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	4 2
議第 6 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	4 3
議第 6 5 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて……………	4 4
議第 6 6 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…	4 5
議第 6 7 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）……………	4 6
議第 6 8 号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）…	5 3
議第 6 9 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）…	5 5
議第 7 0 号	令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	5 7
議第 7 1 号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	5 9

認第1号	平成30年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	61
認第2号	平成30年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につ いて……………	62
認第3号	平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定につい て……………	63
認第4号	平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について……	64
認第5号	平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定につい て……………	65
認第6号	平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について……	66
認第7号	平成30年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	67
認第8号	平成30年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	68

議第47号

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号。以下「給与条例」という。)に規定する行政職給料表を準用し、フルタイム会計年度任用職員給料表(別表第1)に掲げる職種の区分に応じて適用する。

2 職種ごとの職務内容については、市の規則で定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを別表第1に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表(別表第2)によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市の規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、月の初日から末日までを計算期間とし、市の規則で定める期日に支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例の適用を受ける常勤の職員(以下「常勤職員」という。)の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当は、常勤職員の例によ

り支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、期末手当基礎額に乗ずる割合に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額に乗ずる割合は、100分の72.5とする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及び支給方法は、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和36年組合条例第3号)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、常勤職員の例により算出した額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日(以下「祝日法による休日等」という。)である場合、12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)又

は代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員給料表（別表第3）に定める職種の区分に応じ、同表に定める方法によって得た額を超えない範囲内において市の規則で定める額とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、別表第3に定める職種の区分に応じ、同表に定める方法によって得た額を超えない範囲内において市の規則で定める額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、別表第3に定める職種の区分に応じ、同表に定める方法によって得た額を超えない範囲内において市の規則で定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であ

る場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤

務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、当該祝日法による休日等及び年末年始の休日等の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第21条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条の規定により常勤職員に支給される宿日直手当に相当する額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

- 2 前項に規定する勤務は、第17条から第19条までの規定による勤務は含まないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の130(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の110)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「そ

れぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、市の規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算す

る。

5 前項の規定により当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第24条 第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項に規定する額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1月当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条第2項に規定する額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項に規定する額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(外国語指導助手の報酬)

第26条 第16条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用されるものの報酬は、月額とし、280,000円以上330,000円以下とする。

2 前項に定めるほか外国語指導助手の報酬の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第11条第2項に規定する額の範囲内において市の規則で定める額とする。

3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第11条第5項から第8項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の例による。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当（退職手当については、フルタイム会計年度任用職員に限る。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して市の規則で定める。

(休職者の給与)

第30条 休職中の会計年度任用職員に対しては、いかなる給与も支給しない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 令和2年6月に支給する期末手当については、この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3

条第3項第3号に規定する特別職として任用されている職員又は改正前の法第17条の規定により一般職の非常勤職員として任用されている職員に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第12条において常勤職員の例として算定される在職期間及び第22条において準用する給与条例第18条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(給与改定の不適用)

- 3 人事院の勧告による国家公務員の給与改定に準じ、給与条例を改正する場合において、当該改正をする年度における給与について当該改正後の規定が適用される場合においても、会計年度任用職員の当該改正をする年度における給与については、当該改正後の規定は適用しない。

別表第1 (第3条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職種の区分	準用する給料表の種類及び職務の級	適用する号給の範囲
(1) 一般行政事務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。)	行政職給料表一 1級	1号給 ~ 93号給
	行政職給料表二 1級	1号給 ~ 121号給
(2) 保健師、管理栄養士、介護支援専門員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	行政職給料表一 1級	1号給 ~ 93号給

(3) 保育士その他これに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	行政職給料表一 1 級	1 号給 ～ 9 3 号給
(4) 学業支援員その他これに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	行政職給料表一 1 級	1 号給 ～ 9 3 号給

別表第 2 (第 4 条関係)

フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 一般行政事務	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務
(2) 保健師、管理栄養士、介護支援専門員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1 級	保健師の職務 管理栄養士又は栄養士の職務 介護支援専門員の職務 その他これらに準ずる業務を行う職務
(3) 保育士その他これに準ずる業務に従事す	1 級	保育士の職務 その他これに準ずる業務を行う職務

るフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの		
(4) 学業支援員その他これに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1 級	学業支援員の職務 その他これに準ずる業務を行う職務

別表第3 (第16条関係)

パートタイム会計年度任用職員給料表

職種の区分	月額
(1) 一般行政事務	給与条例別表第1行政職給料表一に定める1級における93号給の給料月額 給与条例別表第2行政職給料表二に定める1級における121号給の給料月額
(2) 保健師、管理栄養士、介護支援専門員その他これらに準ずる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表一に定める1級における93号給の給料月額
(3) 保育士その他これに準ずる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表一に定める1級における93号給の給料月額
(4) 学業支援員その他これに準ずる業務に従事するパートタイム会計年度任用	給与条例別表第1行政職給料表一に定める1級における93号給の給料月額

備考

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額
月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額
月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額
月額を162.75で除して得た額

議第48号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の
制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例を次の
ように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例
(瑞浪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条
例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に
掲げる職員」を加える。

(瑞浪市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市職員の分限に関する条例(昭和29年条例第39号)の一部
を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の
規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「
法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期
の範囲内」とする。

(瑞浪市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和29年条
例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「勤務地手当の合計額」を「地域手当の合計額(法第22条の

2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、報酬（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第 1 6 条に規定する報酬をいう。）の額）」に改める。

（瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 4 条 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあつては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ） 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 3 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の

期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

（7） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「いる職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

第19条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えな

い範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「公務上の」を「公務又は通勤により生じた」に改め、同条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第13条及び第14条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年条例第4号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	学校給食センター運営委員会委員	職務1日	に	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員 8,000円 その他の委員	瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に	規定する額	を
-----	-----------------	------	---	---	------------------------------	-------	---

つ き	5, 0 0 0 円
地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者 については、規則に定める。	

「

学校給 食セン ター運 営委員 会委員	執 務 1 日 に つ き	大学教授・准教授、弁護 士、医師等高度な知識を 有する学識経験者の委員 8, 0 0 0 円 その他の委員 5, 0 0 0 円	瑞浪市職員の旅 費に関する条例 (昭和 2 9 年条 例第 1 9 号) に 規定する額
その他 の非常 勤の特 別職職 員	規 則 で 定 め る 期 間 に つ き	次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に掲げる 額を超えない範囲内にお いて規則で定める額 (1) 日額で定める 場合 1 5, 0 0 0 円 (2) 月額で定める 場合 7 0, 0 0 0 円 (3) 年額で定める 場合 2 4 0, 0 0 0 円	に改める。

」

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 9 条 瑞浪市職員の給与に関する条例 (昭和 3 2 年条例第 1 9 号) の一部
を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8

条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削り、「給料」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第18条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第20条の2を次のように改める。

（非常勤職員の給与）

第20条の2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

第21条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

（瑞浪市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の適用を受ける者」を「、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の適用を受ける者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する者」に改め、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰下げ、同項第1の2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第6項中「できる者」の次に

「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

第18条中「第6条の2第8項」を「第6条の2第7項」に改める。

第21条第3項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改める。

第21条の7の4第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する部分休業」を「部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は大学その他の教育施設における修学のため勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」に改める。

第16条の2中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第16条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第16条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条中瑞浪市職員の給与に関する条例第18条、第18条の2及び第19条の改正規定並びに第10条中瑞浪市職員の旅費に関する条例第3条、第21条及び第21条の7の4の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 4 9 号

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「自動車等の使用距離」を「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）」に改め、同号の表を次のように改める。

片道の使用距離以上未満	手当額
k m	円
～ 5	2, 0 0 0
5 ～ 1 0	4, 2 0 0
1 0 ～ 1 5	7, 1 0 0
1 5 ～ 2 0	1 0, 0 0 0
2 0 ～ 2 5	1 2, 9 0 0
2 5 ～ 3 0	1 5, 8 0 0
3 0 ～ 3 5	1 8, 7 0 0
3 5 ～ 4 0	2 1, 6 0 0
4 0 ～ 4 5	2 4, 4 0 0
4 5 ～ 5 0	2 6, 2 0 0
5 0 ～ 5 5	2 8, 0 0 0

55～60	29,800
60～	31,600

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第50号

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光二

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例

瑞浪市印鑑条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号を次のように改める。

（3） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。この場合において、印影以外の

事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスクをもって調製することができるものとする。

第11条第1項中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

- （1） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

第14条第1項第2号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議第51号

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。

第3条第2号中「第1条」を「第1条の5」に改める。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

小学校就学前子どもが特定教育・保育施設を優先的に利用できるのは、当該小学校就学前子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。

(瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第2条 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成27年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び附則第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付

認定保護者」に改める。

(瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議第 5 2 号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年
法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 3 号

瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 2 条の規定に基づく占用料のうち、占用期間が 1 月に満たない場合の占用料の額については、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第54号

瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瑞浪市水道事業給水条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第30条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議第55号

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第1号を削り、同条第2号中「禁こ」を「禁錮」に、「、又は」を「又は」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「1に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第6条第1項中「1に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 6 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表 9 の部 3 の項金額の欄オ中「1 5 8 万円」を「1 5 9 万円」に、「1
9 4 万円」を「1 9 5 万円」に、「2 2 6 万円」を「2 2 7 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議第 57 号

東濃農業共済事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東濃農業共済事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃農業共済事務組合同規約（平成 8 年岐阜県指令恵総第 1498 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第 15 条 組合が解散した場合においては、中津川市が事務を承継する。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第 58 号

東濃農業共済事務組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、東濃農業共済事務組合を次のとおり解散することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 解散の期日

令和 2 年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和 2 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした岐阜県農業共済組合を設立するため、東濃農業共済事務組合を解散しようとするものである。

議第 5 9 号

東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分を、次のとおり関係市と協議のうえ定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産を全て岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

議第60号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを、次のとおり提起（和解の申立てを含む。）する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 訴えを提起する相手方

市外在住の女性

2 対象物件

瑞浪市営住宅

3 請求の趣旨

相手方は、市営住宅家賃を長期にわたり滞納し、再三の請求にもかかわらず、これを支払わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起する。

支払を請求する滞納家賃等は、次のとおりとする。

- (1) 明渡請求の日までの滞納家賃
- (2) 明渡請求の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間については、瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）第40条第4項に規定する金銭
- (3) 訴訟費用

4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において、当該住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払につき和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。
- (3) 訴訟提起前に、相手方より滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれるときは、即決和解の申立てをするものとする。

議第61号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを、次のとおり提起（和解の申立てを含む。）する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 訴えを提起する相手方

市内在住の男性

2 対象物件

瑞浪市営住宅

3 請求の趣旨

相手方は、市営住宅家賃を長期にわたり滞納し、再三の請求にもかかわらず、これを支払わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを岐阜地方裁判所多治見支部に提起する。

支払を請求する滞納家賃等は、次のとおりとする。

- (1) 明渡請求の日までの滞納家賃
- (2) 明渡請求の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間については、瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）第40条第4項に規定する金銭
- (3) 訴訟費用

4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において、当該住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払につき和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。
- (3) 訴訟提起前に、相手方より滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれるときは、即決和解の申立てをするものとする。

議第62号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
伊 佐 治 康 利	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
足 立 弘 文	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
北 原 讓 介	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第65号

瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
山 田 幸 男	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第66号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
羽柴誠	※※※※※	※※※※

議第 6 7 号

令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 6, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 1 1 0, 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		5,094,800	140,000	5,234,800
	2 固定資産税	2,369,800	140,000	2,509,800
10 地方特例 交付金		41,400	50,374	91,774
	1 地方特例 交付金	41,400	△3,444	37,956
	2 子ども・子育て 支援臨時交付金	0	53,818	53,818
11 地方交付税		2,950,000	53,377	3,003,377
	1 地方交付税	2,950,000	53,377	3,003,377
13 分担金及び 負担金		62,277	△11,291	50,986
	2 負担金	53,939	△11,291	42,648
14 使用料及び 手数料		402,317	△48,182	354,135
	1 使用料	236,973	△48,182	188,791
15 国庫支出金		2,026,777	62,488	2,089,265
	1 国庫負担金	1,071,494	11,273	1,082,767
	2 国庫補助金	947,817	51,215	999,032
16 県支出金		1,262,313	18,866	1,281,179
	1 県負担金	529,403	5,637	535,040
	2 県補助金	626,995	13,229	640,224
17 財産収入		91,549	308,973	400,522
	2 財 産 売 払 収 入	791	308,973	309,764
18 寄 附 金		100,280	289	100,569
	1 寄 附 金	100,280	289	100,569
19 繰 入 金		476,970	△197,883	279,087
	1 基金繰入金	421,099	△197,883	223,216
20 繰 越 金		100,000	492,883	592,883
	1 繰 越 金	100,000	492,883	592,883
21 諸 収 入		238,917	4,806	243,723
	4 雑 入	127,611	4,806	132,417
22 市 債		1,490,100	△198,200	1,291,900
	1 市 債	1,490,100	△198,200	1,291,900
歳 入 合 計		15,434,000	676,500	16,110,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,730,406	626,597	2,357,003
	1 総務管理費	1,369,613	624,013	1,993,626
	2 徴税費	199,888	2,500	202,388
	3 戸籍住民 基本台帳費	77,489	84	77,573
3 民生費		4,861,876	△44,159	4,817,717
	1 社会福祉費	2,716,640	△2,357	2,714,283
	2 児童福祉費	1,932,351	△42,387	1,889,964
	3 生活保護費	212,385	585	212,970
4 衛生費		1,385,724	△18,600	1,367,124
	2 清掃費	912,438	△18,600	893,838
6 農林水産業費		603,755	19,800	623,555
	1 農業費	564,269	19,800	584,069
7 商工費		463,889	3,100	466,989
	1 商工費	463,889	3,100	466,989
8 土木費		1,365,224	87,348	1,452,572
	1 土木管理費	53,466	△16,800	36,666
	2 道路橋梁費	719,113	31,900	751,013
	3 河川費	94,412	61,000	155,412
	4 都市計画費	335,494	8,148	343,642
	5 住宅費	162,739	3,100	165,839
9 消防費		986,520	4,863	991,383
	1 消防費	986,520	4,863	991,383
10 教育費		1,641,194	△21,954	1,619,240
	1 教育総務費	255,867	△9,200	246,667
	2 小学校費	292,168	△6,742	285,426
	3 中学校費	204,318	△6,600	197,718
	4 幼稚園費	190,396	5,548	195,944
	5 社会教育費	427,873	860	428,733
	6 保健体育費	270,572	△5,820	264,752
12 公債費		1,606,305	△295	1,606,010
	1 公債費	1,606,305	△295	1,606,010

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		571,817	19,800	591,617
	1 公営企業費	571,817	19,800	591,617
歳出合計		15,434,000	676,500	16,110,500

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
塵 芥 収 集 車 両 購 入 費	令和元年度から 令和2年度まで	9,000
旧森川善章家住宅(新森)工事監理業務委託料	令和元年度から 令和2年度まで	7,000
旧森川善章家住宅(新森)施設保存工事費	令和元年度から 令和2年度まで	75,400
猿 爪 川 改 修 工 事 費	令 和 2 年 度	90,000
図 書 館 シ ス テ ム 保 守 管 理 委 託 料	令和2年度から 令和6年度まで	11,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
釜糠川地すべり対策事業	49,000	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民公園施設整備事業	13,000			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
不燃物最終処分場整備事業	17,200	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
県営事業負担金事業(県営ため池等整備事業)	1,200			
市道等整備事業 交付金事業	70,600			
土岐橋架替関連事業	21,600			
瑞浪恵那道路整備関連事業	15,500			
論析3号線道路改良事業	27,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	1,800			
県単急傾斜地崩壊対策事業	5,700			
都市公園再整備事業	30,700			
狭あい道路整備等促進事業	9,000			
消防ポンプ自動車等更新事業	14,100			
旧日吉中学校転用改修事業	38,000			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	12,000	普通借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金、融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	32,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
猿爪川浸水対策事業	24,300				50,000			
消防団拠点施設建設事業	61,900				60,800			
臨時財政対策債	500,000				447,300			

議第 6 8 号

令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 3 1 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 6 0 3, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		328,700	△5,000	323,700
	1 一般会計 繰入金	267,700	△5,000	262,700
6 繰越金		10,000	40,200	50,200
	1 繰越金	10,000	40,200	50,200
歳入合計		3,568,000	35,200	3,603,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		71,368	△5,000	66,368
	1 総務管理費	71,368	△5,000	66,368
5 基金積立金		295	16,000	16,295
	1 基金積立金	295	16,000	16,295
6 諸支出金		5,417	24,200	29,617
	1 償還金及び 還付加算金	5,417	24,200	29,617
歳出合計		3,568,000	35,200	3,603,200

議第69号

令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,546,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		626,573	900	627,473
	1 一般会計 繰入金	608,512	900	609,412
8 繰越金		5,050	80,500	85,550
	1 繰越金	5,050	80,500	85,550
歳入合計		3,464,700	81,400	3,546,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		200	46,800	47,000
	1 基金積立金	200	46,800	47,000
4 地域支援 事業費		227,125	900	228,025
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	78,365	900	79,265
5 諸支出金		5,050	33,700	38,750
	1 償還金及び 還付加算金	5,050	33,700	38,750
歳出合計		3,464,700	81,400	3,546,100

議第70号

令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成31年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,149,500千円	700千円	1,150,200千円
第2項 営業外収益	216,924千円	700千円	217,624千円
支		出	
第1款 水道事業費用	1,129,800千円	4,300千円	1,134,100千円
第1項 営業費用	1,094,569千円	4,300千円	1,098,869千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「352,000千円」を「331,700千円」に、「332,197千円」を「311,897千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	108,200千円	20,300千円	128,500千円
第3項 出資金	51,627千円	20,300千円	71,927千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	39,562千円	4,300千円	43,862千円

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条中「65,524千円」を「66,224千円」に改める。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

議第71号

令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成31年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,184,600千円	△1,200千円	1,183,400千円
第2項 営業外収益	638,644千円	△1,200千円	637,444千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,177,800千円	△800千円	1,177,000千円
第1項 営業費用	1,040,905千円	△900千円	1,040,005千円
第2項 営業外費用	133,577千円	100千円	133,677千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「332,000千円」を「333,200千円」に、「7,654千円」を「7,662千円」に、「324,346千円」を「325,538千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	699,600千円	1,200千円	700,800千円
第1項 建設改良費	164,552千円	1,200千円	165,752千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費 116,654 千円 400 千円 117,054 千円

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

認第1号

平成30年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成30年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

平成30年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成30年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算

認第6号

平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第7号

平成30年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光二

- 1 平成30年度瑞浪市水道事業会計決算

認第8号

平成30年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和元年8月28日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

- 1 平成30年度瑞浪市下水道事業会計決算

